

避難確保計画の作成要領 (対象災害:洪水)

令和7年3月

世田谷区危機管理部災害対策課

目次

世田谷区へ提出

1	計画の目的	1	} 様式 1
2	計画の報告	1	
3	計画の見直し	1	
4	施設の概要	1	
5	施設が有する災害リスクおよび対応形態	2	様式 2
6	防災体制とタイムラインの視点による対応行動	3	様式 3
7	避難誘導	4	様式 4
8	情報収集・伝達	6	様式 5
9	避難に必要な設備の整備	8	様式 6
10	避難に必要な装備品や備蓄品の整備	8	様式 6
11	防災教育・訓練	9	様式 7
自衛水防組織を設置した場合に世田谷区へ提出 ※努力義務			
12	自衛水防組織の業務に関する事項	10	様式 8
	自衛水防組織活動要領(案)	11	別添
	自衛水防組織の編成と任務	12	別表 1
	自衛水防組織装備品リスト	13	別表 2
個人情報等を含むため適切に管理 ※世田谷区への提出は不要			
13	施設利用者緊急連絡先一覧表	14	様式 9
14	施設職員用緊急連絡網	15	様式 10
15	外部機関等の緊急連絡先一覧表	16	様式 11
16	対応別避難誘導一覧表	17	様式 12
17	防災体制一覧表	18	様式 13

計画作成後、世田谷区に提出
(様式 1～8)

※様式 8は作成した場合のみ提出

個人情報等を含むため、
世田谷区への提出は不要

■記載内容を確認してください。

1 計画の目的

この計画は、水防法第15条の3第1項^{*1}に基づくものであり、本施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

2 計画の報告

計画を作成及び必要に応じて見直し・修正をしたときは、水防法第15条の3第2項^{*2}に基づき、遅滞なく、当該計画を世田谷区長へ報告する。

3 計画の見直し

避難訓練の結果や社会情勢の変化に伴い、定期的に見直すものとする。

4 施設の概要

本施設の利用形態及び利用者・職員数は以下のとおりである。

利用形態	<input type="checkbox"/> 通所 ・ <input type="checkbox"/> 入所(<input type="checkbox"/> 長期・ <input type="checkbox"/> 短期)
------	--

①該当する利用形態にチェック

施設の人数							
	平日				休日		
	利用者		施設職員		利用者		施設職員
昼間		名		名		名	名
夜間		名		名		名	名

※利用者数は最大の利用者数を記載(おおよその利用者数でもよい)

※昼間は通所部門と入所部門の合計人数を記載

※夜間は入所部門の人数を記載

②施設利用者及び職員数を平日・休日別に記入

5 施設が有する災害リスクおよび対応形態

(1) 多摩川

項目		記入欄	
施設の 災害リス ク	最大浸水深		m
	浸水継続時間	<input type="checkbox"/> 0～12 時間未満 <input type="checkbox"/> 24～72 時間(3 日)未満 <input type="checkbox"/> 12～24 時間(1 日)未満 <input type="checkbox"/> 72～168 時間(1 週間)未満	
	家屋倒壊等氾濫想定区域 ^{※3} の該当の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 区域範囲内 ・ <input type="checkbox"/> 区域範囲外	
	自施設の階数		階
	浸水する施設階数		階まで浸水
対応 形態	災害リスクを踏まえた施設対応形態	<input type="checkbox"/> サービス停止(休校・休所・休園等) <input type="checkbox"/> 水平避難上、サービスを継続 <input type="checkbox"/> 垂直避難上、サービスを継続 <input type="checkbox"/> その他()	

①施設敷地内の最大浸水深を記入。「東京都防災アプリ」の防災マップ機能で確認がおすすめです。(6ページ参照)
 その他「世田谷区洪水・内水氾濫ハザードマップ(多摩川洪水版)」「重ねるハザードマップ(国土交通省HP)」でも確認できます。

⑤多摩川洪水に関する避難情報が発令されるような見込みがある場合の施設としての対応形態にチェック。
※多摩川洪水浸水想定区域の多くは家屋倒壊等氾濫想定区域であることや浸水継続時間が比較的長いため、区では水平避難を原則としています。

②「重ねるハザードマップ(国土交通省HP)」で確認し、該当する項目にチェック。(7ページ参照)

③「重ねるハザードマップ(国土交通省HP)」で確認し、該当する項目にチェック。(7ページ参照)

④ ①で確認した最大浸水深となった場合、施設の何回まで浸水するかを記入。

5 施設が有する災害リスクおよび対応形態

(2) 中小河川

項目		記入欄
施設の 災害リス ク	浸水が想定される河川	<input type="checkbox"/> 野川・仙川 ・ <input type="checkbox"/> 丸子川 ・ <input type="checkbox"/> 谷沢川 ・ <input type="checkbox"/> 呑川
	最大浸水深	m
	浸水継続時間	<input type="checkbox"/> 0～6時間未満 <input type="checkbox"/> 12～24 時間未満 <input type="checkbox"/> 6～12 時間未満 <input type="checkbox"/> 24 時以上
	自施設の階	階
	浸水する階の階数	階まで浸水
対応 形態	災害発生時に踏まえた 施設の対応形態	<input type="checkbox"/> サービスの休止(学校・休所・休園等) <input type="checkbox"/> 水平避難の上昇サービスを継続 <input type="checkbox"/> 垂直避難の降下サービスを継続 <input type="checkbox"/> その他()

①「世田谷区洪水・内水氾濫ハザードマップ(内水氾濫・中小河川洪水版)」で確認し、該当する項目にチェック。

③「東京都浸水リスク検索サービス」で確認し、該当する項目にチェック。(8ページ参照)

④ ①で確認した最大浸水深となった場合、施設の何回まで浸水するかを記入。

②施設敷地内の最大浸水深を記入。「東京都防災アプリ」の防災マップ機能で確認がおすすめです。(6ページ参照)
 その他「世田谷区洪水・内水氾濫ハザードマップ(内水氾濫・中小河川洪水版)」「東京都浸水リスク検索サービス」でも確認できます。

⑤中小河川に関する避難情報が発令されるような見込みがある場合の施設としての対応形態にチェック。
 ※施設の一部のみかかっている場合等、避難の必要がないと判断する場合は、その他に施設利用者へのアナウンスなど必要な対応を記載。

■「東京都防災アプリ」では多摩川および中小河川の最大浸水深をまとめて確認できます。

※スマートフォンやタブレットで確認可。PC不可。

①スマートフォンやタブレットで以下ページのQRコード読み取り等により「東京都防災アプリ」をダウンロード

[東京都防災アプリ | 東京都防災ホームページ](https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/1028747/index.html) <https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/1028747/index.html>

②以下リンク先の手順により、水害リスクマップを開く

[水害リスクマップ | 東京都防災ホームページ](https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/taisaku/torikumi/1000217/1012091.html) <https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/taisaku/torikumi/1000217/1012091.html>

③リンク先の検索方法2のマップ選択画面で以下3つを選択

- ・多摩川、浅川、大栗川洪水浸水想定区域図
- ・城南地区河川流域浸水予想区域図
- ・野川、仙川、入間川、谷沢川及び丸子川流域浸水予想区域図

④自施設の敷地内の一番深い浸水深となっている箇所に十字カーソルをあわせ「この場所のリスクを確認」を選択し、表示された浸水深を確認

■「重ねるハザードマップ(国土交通省HP)」では多摩川の浸水継続時間および家屋倒壊等氾濫想定区域を確認できます。

①以下リンク先で、自施設周辺の地図を表示

[重ねるハザードマップ](https://disaportal.gsi.go.jp/hazardmap/maps/index.html?ll=35.353216,138.713379&z=5&base=pale&vs=c1j0I0u0t0h0z0) <https://disaportal.gsi.go.jp/hazardmap/maps/index.html?ll=35.353216,138.713379&z=5&base=pale&vs=c1j0I0u0t0h0z0>

②地図左上の「災害種別で選択」から「洪水・内水」を選択

③災害リスク情報のとなりの「表示中の情報」タブをクリックし、左上に表示となっている

「洪水浸水想定区域(想定最大規模)」をクリックし、非表示とする

④その下にある「浸水継続時間(想定最大規模)」をクリック。右側の凡例をクリックし表示。

⑤自施設の敷地内を確認し浸水継続時間を確認

⑥「浸水継続時間(想定最大規模)」をクリックし、非表示とする

⑦その下にある「家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流)」をクリックし、表示。

⑧自施設の敷地内に凡例がかかっている確認。

※判断に迷うような場合は
リスクの大きい方を確認・
記載するようにしてください。

■「東京都浸水リスク検索サービス」では中小河川の最大浸水深および浸水継続時間を確認できます。

①以下リンク先で、自施設周辺の地図を表示

[浸水リスク検索サービス](https://www.kensetsu2.metro.tokyo.lg.jp/jigyo/river/chusho_seibi/risk/kensaku.html) https://www.kensetsu2.metro.tokyo.lg.jp/jigyo/river/chusho_seibi/risk/kensaku.html

②地図中心の赤枠に自施設の敷地内が入るようにし下部の拡大画面で確認



<枠内の数値>

0.0m	浸水深 (m)
0.0m	地盤高 (T.P.m)
0~0h	浸水継続時間 (hour) (3時間ピッチ)

※判断に迷うような場合は
リスクの大きい方を確認・
記載するようにしてください。

6 防災体制とタイムラインの視点による対応行動

自施設における防災体制と避難対応タイムラインの視点による対応行動は、以下のとおりである。

レベル	体制確立の目安となる情報	統括指揮班 ※全体を指揮	情報連絡班 ※情報収集や伝達	避難誘導班 ※利用者の避難支援	装備品等準備班 ※設備や装備品等の点検・準備
平常時	ハザードマップの確認、避難確保計画の確認				
警戒レベル1 災害への心構えを高める段階	<ul style="list-style-type: none"> 早期注意情報（警報級の可能性） 台風の接近が予想されている場合 	<ul style="list-style-type: none"> 状況把握、指揮 体制確立の判断 事前休業の検討 	<ul style="list-style-type: none"> 気象情報等収集 施設職員への情報伝達 	<ul style="list-style-type: none"> （避難誘導体制の確認） （避難ルートの確認） 	<ul style="list-style-type: none"> （避難に必要な設備や装備品、備蓄品、避難先への持ち出し品等の点検、準備）
警戒レベル2 注意体制	<ul style="list-style-type: none"> 大雨・洪水注意報 多摩川氾濫注意情報 洪水キキクル「注意」(黄) 	<ul style="list-style-type: none"> 状況把握、指揮 事前休業の判断 施設職員等招集 （避難開始判断） 	<ul style="list-style-type: none"> 気象情報、水位情報、避難情報、避難先情報等の収集 施設職員や避難支援協力者へ連絡 	<ul style="list-style-type: none"> 避難誘導体制の確認 避難ルートの確認 （避難誘導開始） 	<ul style="list-style-type: none"> 避難に必要な設備や装備品、備蓄品、避難先への持ち出し品等の点検、準備 移動用車両の手配
警戒レベル3 警戒体制	<ul style="list-style-type: none"> 大雨警報(浸水害) 洪水警報 多摩川氾濫警戒情報発表 洪水キキクル「警戒」(赤) 高齢者等避難発令 	<ul style="list-style-type: none"> 状況把握、指揮 避難開始判断 	<ul style="list-style-type: none"> 気象情報、水位情報、避難情報、避難先情報等の収集 施設利用者家族等への連絡 	<ul style="list-style-type: none"> 避難誘導開始 	<ul style="list-style-type: none"> 要配慮者等の装備品の装着 移動用車両の確保 避難先への持ち出し品の運搬
警戒レベル4 非常体制	<ul style="list-style-type: none"> 多摩川氾濫危険情報 野川・仙川氾濫危険情報 丸子川氾濫危険情報 谷沢川氾濫危険情報 呑川氾濫危険情報 洪水キキクル「危険」(紫) 避難指示発令 	<ul style="list-style-type: none"> 状況把握、指揮 避難先での施設利用者の支援 （緊急安全確保の判断） 	<ul style="list-style-type: none"> 区への避難完了連絡 	<ul style="list-style-type: none"> 避難完了の確認 避難先での施設利用者の支援 （緊急安全確保の誘導） 	<ul style="list-style-type: none"> 避難先での持ち出し品等の管理

青字の行動は目安です。確認いただき、施設にあわせた内容に修正してください。

タイムラインとは...
「いつ」、「誰が」、「何をするか」に着目して、防災行動とその実施主体を時系列で整理した計画です。

ポイント！

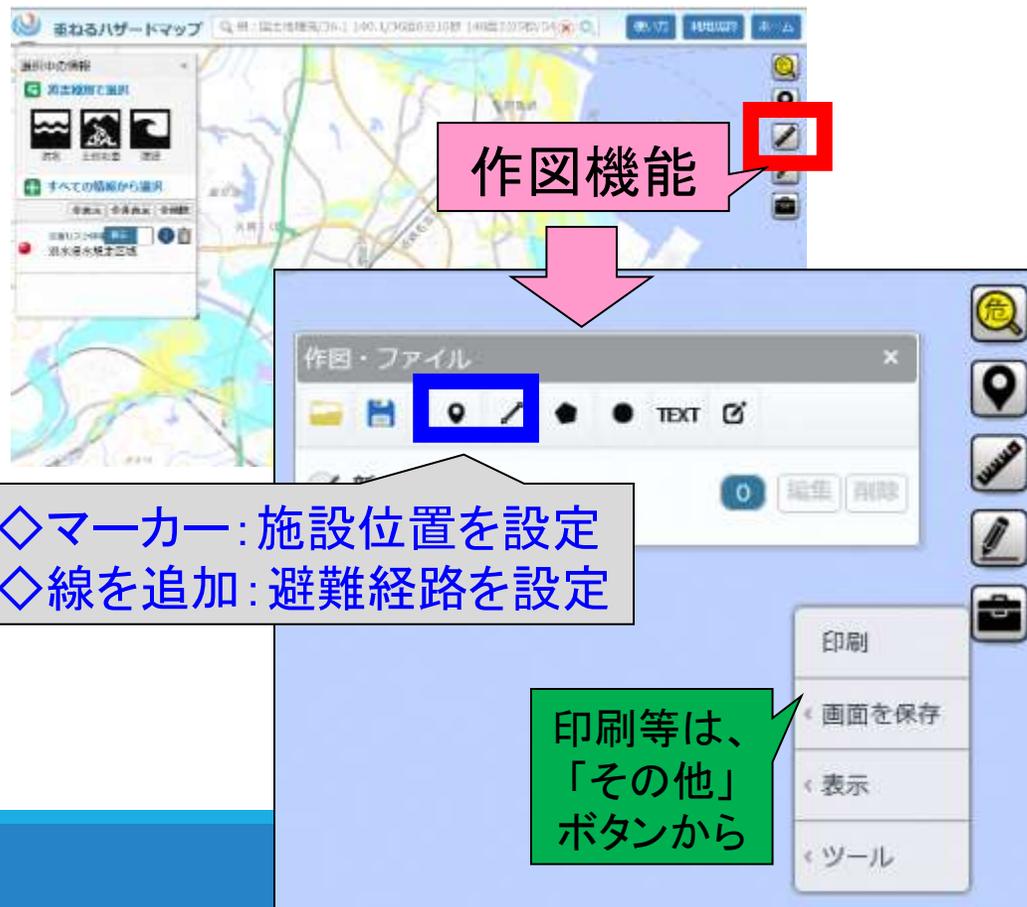
- 多摩川洪水浸水想定区域内に施設が位置する場合は、浸水リスクや土砂災害リスクがないところへの【**水平避難を基本**】としましょう。
- 水平避難を検討した上で**、避難する方が利用者等の命に却って危険を及ぼしかねないと判断する場合は、垂直避難(上層階への避難)等、**命が助かる可能性の高い避難行動**を検討して下さい。

留意事項

- 垂直避難の場合、**避難生活の長期化の可能性**があることも念頭に対応を考えましょう。
(世田谷区内には、**最長で3日間程度**浸水が継続することが想定される地域もあり、支援等が届かない可能性もあります。)
- 施設利用者の避難生活環境確保の観点から、**提携先の施設や知り合いの施設などは有力な候補**となります。

【参考】ハザードマップポータルサイトを使った避難経路図の作成

- 「重ねるハザードマップ」の作図機能で、自施設や避難先、避難経路を追加することが出来ます。距離計測も可能です。
- 作成した地図を印刷するか、画像データとして保存して避難経路図として下さい。



■ 記載内容を確認してください。

8 情報収集・伝達

(1) 収集する主な情報及び収集方法は、以下のとおりとする。 ※内容を確認してください。

◎:項目のすべての情報が確認可 ○:一部の情報のみ確認可

収集する情報	入手先
【防災気象情報(気象庁)】 ・早期注意情報(警報級の可能性) ・洪水注意報、洪水警報 ・大雨注意報、大雨警報、大雨特別警報 ・キキクル(大雨・洪水警報の危険度分布)	◎気象庁 HP ○テレビ、ラジオ(エフエム世田谷) ○世田谷区災害・防犯情報メール ○世田谷区 HP、防災ポータル、X(旧ツイッター) 等
【避難情報(区)】 ・高齢者等避難 ・避難指示 (・緊急安全確保)	◎世田谷区災害・防犯情報メール ◎世田谷区 HP、防災ポータル、X(旧ツイッター) ◎テレビ、ラジオ(エフエム世田谷) ○世田谷区公式 LINE ○緊急速報メール ○防災行政無線 等
【避難所の開設状況(区)】 避難所等の開設状況	◎世田谷区災害・防犯情報メール ◎世田谷区 HP、防災ポータル、X(旧ツイッター) ○テレビ、ラジオ(エフエム世田谷) ○世田谷区公式 LINE 等
【洪水予報等(国・都・気象庁)】 ・氾濫注意情報、氾濫警戒情報※多摩川のみ ・氾濫危険情報、氾濫発生情報 ・氾濫注意情報解除	◎世田谷区災害・防犯情報メール ◎世田谷区 HP、防災ポータル、X(旧ツイッター) ○気象庁 HP ○テレビ、ラジオ(エフエム世田谷) ○川の防災情報(国土交通省) ○東京都水防災情報 等
【河川水位情報、水位カメラ等】 確認すべき水位観測所 ○多摩川 ・【石原】水位観測所 ・【田園調布(上)】水位観測所 ○野川・仙川の場合 ・【大沢池上】水位観測所 ・【鎌田橋野川】水位観測所 ・【鎌田橋仙川】水位観測所 ○丸子川 ・【滝ノ橋】水位観測所 ○谷沢川 ・【丸山橋】・【矢川橋】水位観測所 ○呑川 ・【池上】水位観測所	○川の防災情報(国土交通省) ○東京都水防災情報 等

ポイント!

■ 設定した情報収集先は、非常時にもすぐに使えるようにパソコン等のお気に入り機能へ登録等をおこなってください。

■ 世田谷区では、洪水予報や避難情報等を「世田谷区災害・防犯情報メール」で通知することとしていますので、以下リンク先よりご登録をお願いします。

<https://www.city.setagaya.lg.jp/02049/594.html>

その他、風水害時の情報収集の詳細は以下区HPで
ご確認ください↓

[災害時の情報収集方法\(風水害編\) | 世田谷区公式ホームページ](https://www.city.setagaya.lg.jp/02049/635.html)

<https://www.city.setagaya.lg.jp/02049/635.html>

■記載内容を確認し、必要に応じて修正してください。

9 避難に必要な設備の整備

避難誘導の際に使用する設備等については、下表に示すとおりである。これらの設備等については、日頃からその維持管理に努めるものとする。

分類	設備等
通常の設定	エレベーター
	上下階の移動できる大型スロープの設置
	車椅子
	その他(担架等)
緊急時の設備	停電対策としての非常用電源の設置
	土のう
	止水板
	階段昇降機の設置
	その他(非常用サイレン等)

■ 記載内容を確認し、必要に応じて修正してください。

10 避難に必要な装備品や備蓄品の整備

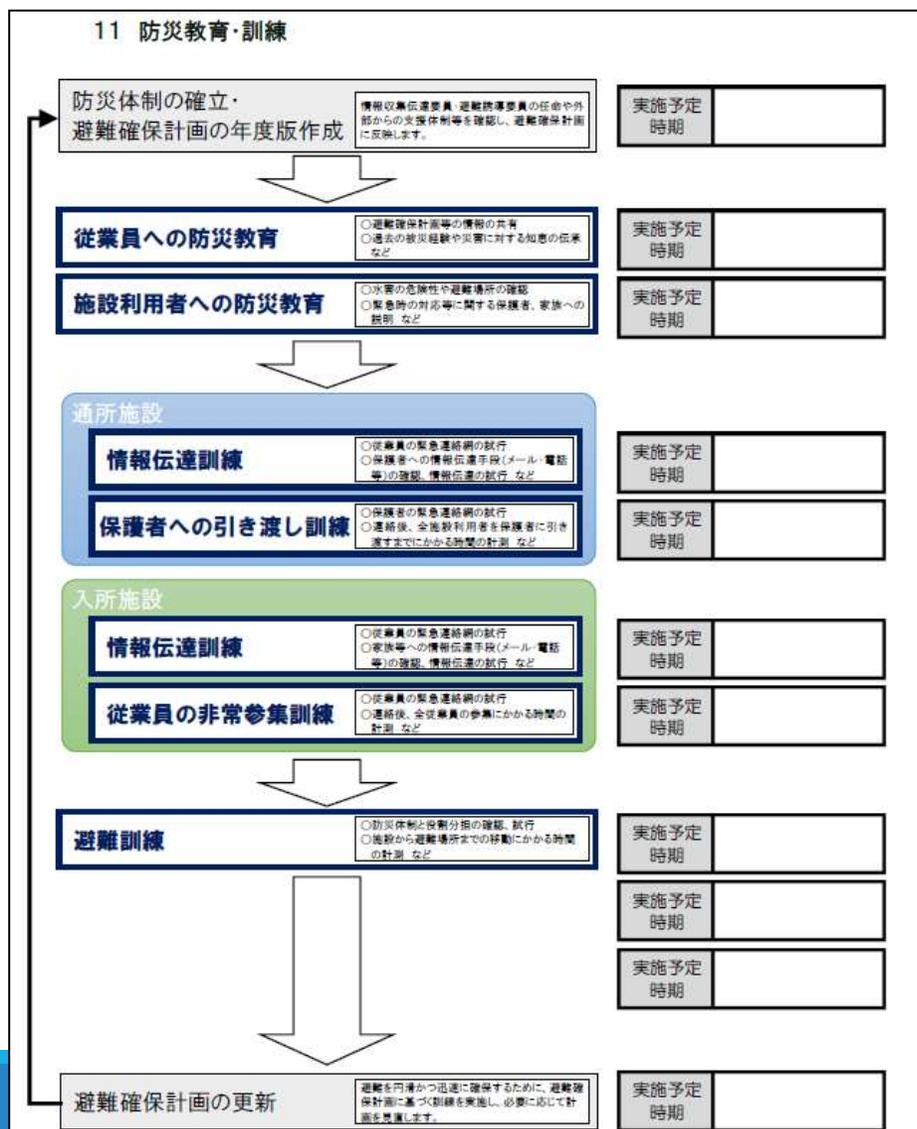
避難に必要な装備品や備蓄品等については、下表に示すとおりである。これらの装備品や備蓄品等については、日頃からその維持管理に努めるものとする。

分類	装備品や備蓄品等	
情報収集・伝達	テレビやラジオ	
	インターネットに接続したパソコンやタブレット端末	
	電話やファックス	
	携帯電話やスマートフォン	
	電池や非常用電源	
避難誘導	名簿(施設利用者)	案内旗
	ピブス	懐中電灯
	ハンドマイク	雨具
	ライフジャケットやヘルメット	
	避難ルールを示したマップ	
	救急用品	
	移動用の車両	
避難先	水や食糧	
	衛生用品や衣料品	
	電池や携帯電話充電器	
その他	防寒着・毛布	
	携帯トイレ	

<垂直避難する場合の対応について>

- ・ 垂直避難の場合、浸水の長期化や孤立等により、水や食糧、医療品の確保や体調を崩した場合の処置等に困難を伴うことも想定されます。
- ・ 必要な物資の備蓄や、連絡体制の確保、カルテのバックアップ、最低限必要となる照明や医療機器のための自家発電設備等の準備を整えておくなど、避難生活の長期化に留意して下さい。

■記載内容は例示です。必要に応じて修正してください。



ポイント!

■避難訓練の実施時期は、出水期(6月)前に設定することが好ましいです。

①別添、別表1,2を活用し、組織を設置する

※自衛水防組織を設置する場合のみ作成

11 自衛水防組織の業務に関する事項

- (1) 別添「自衛水防組織活動要領（案）」に基づき自衛水防組織を設置する。
- (2) 自衛水防組織においては、以下のとおり訓練を実施するものとする。
- ① 毎年 月に新たに自衛水防組織の構成員となった従業員を対象として研修を実施する。
 - ② 毎年 月に行う全従業員を対象とした訓練に先立って、自衛水防組織の全構成員を対象として情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。
- (3) 自衛水防組織の報告
自衛水防組織を組織または変更をしたときは、水防法第1条の3第2項に基づき、遅滞なく、当該計画を市町村長へ報告する。

③自衛水防組織を設置したことを世田谷区に報告する

②研修・訓練計画は【様式7】に基づいて記述する

作成の手順

- ①別添、別表1,2を活用し、組織を設置する。
- ②研修及び訓練計画を立てる。
- ③設置したことを世田谷区へ報告する。

<留意事項：自衛水防組織の設置について>

- ・ 施設利用者の安全確保のための体制のことであり、避難確保計画の検討内容に基づく防災体制に他なりません。
- ・ 自衛水防組織の設置は努力義務ですが、設置することが望ましいと考えられます。**設置した場合には、市区町村への報告が必要です。**
- ・ 既に自衛消防組織を設置している場合は、それらの情報も活用してください。

※自衛水防組織を設置する場合のみ作成

別添

自衛水防組織活動要領(案)

(自衛水防組織の編成)

第1条 管理権限者は、洪水時等において避難確保計画に基づく円滑かつ迅速な避難を確保するため、自衛水防組織を編成するものとする。

2 自衛水防組織には、統括管理者を置く。

(1) 統括管理者は、管理権限者の命を受け、自衛水防組織の機能が有効に発揮できるよう組織を統括する。

(2) 統括管理者は、洪水時等における避難行動について、その指揮、命令、監督等一切の権限を有する。

3 管理権限者は、統括管理者の代行者を定め、当該代行者に対し、統括管理者の任務を代行するために必要な指揮、命令、監督等の権限を付与する。

4 自衛水防組織に、班を置く。

(1) 班は、総括・情報班及び避難誘導班とし、各班に班長を置く。

(2) 各班の任務は、別表1に掲げる任務とする。

(3) 防災センター(最低限、通信設備を有するものとする)を自衛水防組織の活動拠点とし、防災センター勤務員及び各班の班長を自衛水防組織の中核として配置する。

②班構成を修正する

(自衛水防組織の運用)

第2条 管理権限者は、従業員の勤務体制(シフト)も考慮した組織編成に努め、必要な人員の確保及び従業員等に割り当てた任務の周知徹底を図るものとする。

2 特に、休日・夜間も施設内に利用者が潜在する施設にあって、休日・夜間に在館する従業員等のみによっては十分な体制を確保することが難しい場合は、管理権限者は、近隣在住の従業員等の非常参集も考慮して組織編成に努めるものとする。

3 管理権限者は、災害等の応急活動のため緊急連絡網や従業員等の非常参集計画を定めるものとする。

①施設名を変更する

(自衛水防組織の装備)

第3条 管理権限者は、自衛水防組織に必要な装備品を整備するとともに、適正な維持管理に努めなければならない。

(1) 自衛水防組織の装備品は、別表2「自衛水防組織装備品リスト」のとおりとする。

(2) 自衛水防組織の装備品については、統括管理者が防災センターに保管し、必要な点検を行うとともに点検結果を記録保管し、常時使用できる状態で維持管理する。

(自衛水防組織の活動)

第4条 自衛水防組織の各班は、避難確保計画に基づき情報収集及び避難誘導等の活動を行うものとする。

作成の手順

①施設名を変更する

②班構成を修正する

※自衛水防組織を設置する場合のみ作成
自衛水防組織の編成と任務 別表 1

統括管理者 () (代行者)

	役職及び氏名	任 務
総括・情報班	班長 ()	<ul style="list-style-type: none"> ・状況の把握 ・洪水予報等の情報の収集 ・情報内容の記録 ・館内放送等による情報伝達 ・関係者及び関係機関との連絡
	班員 ()名	
	・	
	・	
	・	
避難誘導班	班長 ()	<ul style="list-style-type: none"> ・避難誘導の実施 ・未避難者、要救助者の確認
	班員 ()名	
	・	
	・	
	・	

作成の手順

- 【別表1】
防災体制一覧表を活用する

- 【別表2】
記載内容を確認する

様式13【防災体制一覧表】を活用する

※自衛水防組織を設置する場合のみ作成
自衛水防組織装備品リスト 別表 2

任 務	装 備 品
総括・情報班	名簿(施設職員、利用者等) 情報収集及び伝達機器(ラジオ、タブレット、トランシーバー、携帯電話等) 照明器具(懐中電灯、投光機等)
避難誘導班	名簿(従業員、利用者等) 誘導の標識(案内旗等) 情報収集及び伝達機器(タブレット、トランシーバー、携帯電話等) 懐中電灯 携帯用拡声器 誘導用ライフジャケット 蛍光塗料

記載内容を確認する

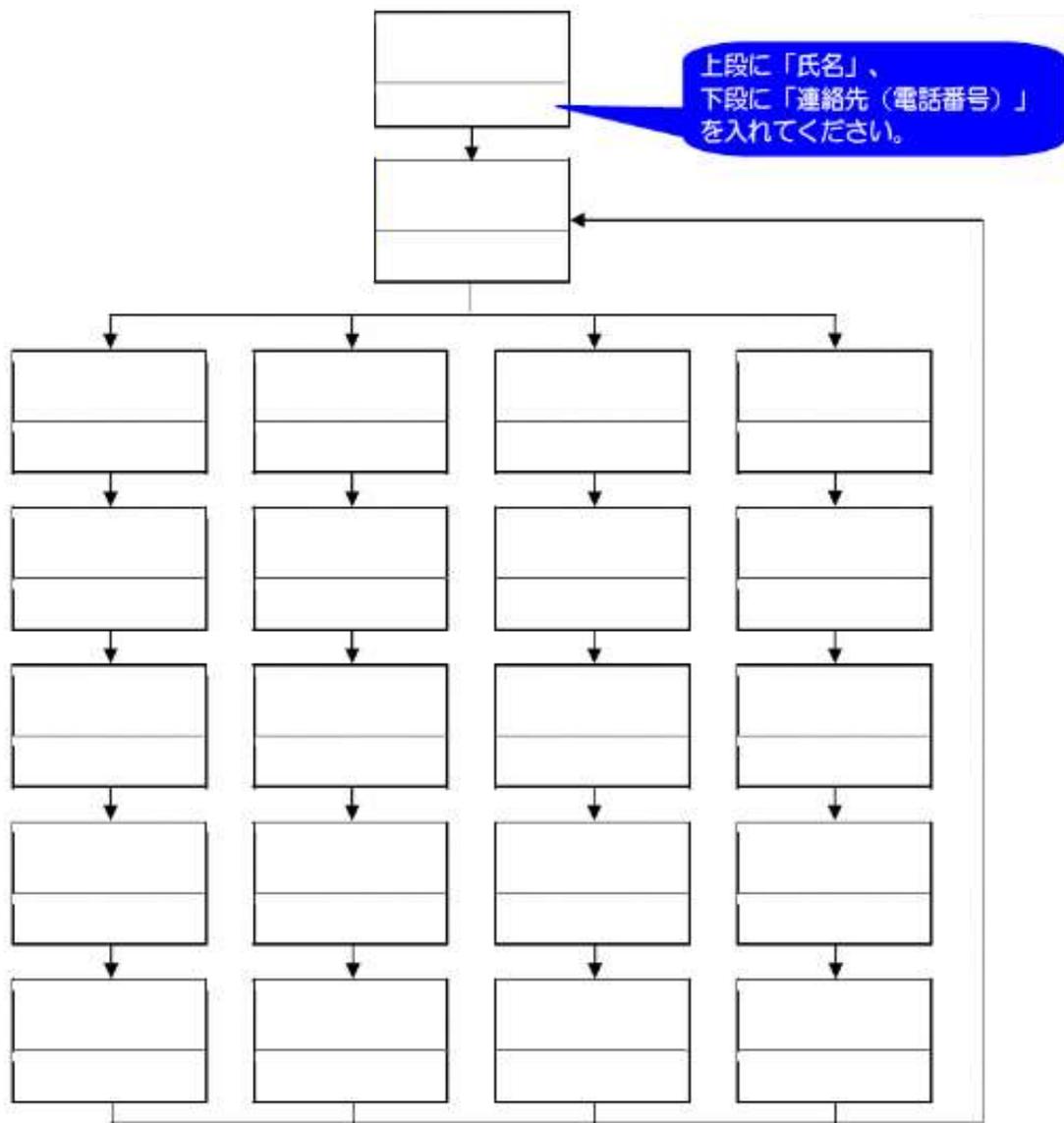
※区への提出は不要

作成の手順

施設管理者や従業員等の
施設関係者の緊急連絡網および
 を作成する

<留意事項>

- ・ 連絡が途切れた場合にも連絡が繋がるような連絡網と運用ルールが重要です。
 (例: 連絡がつかない場合は一旦次の人に連絡し、同じ人が後から確認することをルール化する 等)
- ・ 連絡先は定期的な更新が必要です。



連絡先一覧		
部署名	所在地	電話
世田谷区危機管理部災害対策課	世田谷4-21-27	5432-2262
世田谷区世田谷総合支所	世田谷4-22-33 区役所西棟内	5432-2831
世田谷区北沢総合支所	北沢2-8-18 北沢タウンホール内	5478-8028
世田谷区玉川総合支所	等々力3-4-1	3702-1603
世田谷区砧総合支所	成城6-2-1	3482-2169
世田谷区烏山総合支所	南烏山6-22-14	3326-9249
国土交通省京浜河川事務所	横浜市鶴見区鶴見中央2-18-1	045-503-4018
東京都第二建設事務所	品川区広町2-1-36	3774-0313
東京都水道局お客さまセンター		5326-1101
東京都下水道局世田谷出張所	世田谷区弦巻4-30-1	5477-2120
世田谷警察署	三軒茶屋2-4-4	3418-0110
北沢警察署	松原6-4-14	3324-0110
玉川警察署	中町2-9-22	3705-0110
成城警察署	千歳台3-19-1	3482-0110
世田谷消防署	三軒茶屋2-33-21	3412-0119
玉川消防署	中町3-1-19	3705-0119
成城消防署	成城1-21-14	3416-0119
東京電力カスタマーセンター		0120-995-002
東京ガスお客さまセンター		0570-002211
NTT東日本 (故障等問合せ先)		113

世田谷区洪水・内水氾濫ハザードマップより抜粋

※区への提出は不要

作成の手順

左の表を参考に外部機関等への
緊急連絡先一覧を作成する
※各施設の提携機関等適宜追加
してください。

※区への提出は不要

対応別避難誘導方法一覧表

対応内容	氏名	避難先	移動手段	担当者	備考

作成の手順

整理した避難先と移動手段をもとに

- 要配慮者の特性を踏まえた移動手段を整理する。
- 誰が対応するかを決定する。
- 避難誘導の必要時間を考える。

<留意事項: 移動手段等について>

- ・ 移送時に搬送車の手配が必要な場合、夜間や大雨等の状況も念頭に、必要台数が手配できるか事前確認が必要です。
- ・ 十分な人員がいるかにも留意が必要です。
- ・ 避難誘導にあたっては、独歩、護送(車いす)、担送(寝たきり)など、利用者の移動能力に応じて、搬送具や患者用ライフジャケット等の資器材の活用を含めた検討が必要です。
- ・ 浸水によりエレベーターが停止すると自力移動困難者の移動に時間がより必要となることを念頭に、早めの避難準備開始が有効です。

統括指揮者 () (代行者)		
情報連絡班	担当者	役割
	班長() 班員()名	<ul style="list-style-type: none"> ・気象情報、水位情報、避難情報、避難先情報等の収集 ・施設職員への情報伝達 ・避難支援協力者への連絡 ・利用者家族等への連絡 ・区等への連絡
避難誘導班	担当者	役割
	班長() 班員()名 . . .	<ul style="list-style-type: none"> ・避難誘導体制の確認 ・避難ルートの確認 ・避難誘導 ・避難完了の確認 ・避難先での施設利用者の支援 ・(緊急安全確保の誘導)
装備品等準備班	担当者	役割
	班長() 班員()名 . . .	<ul style="list-style-type: none"> ・避難に必要な設備や装備品、備蓄品、避難先への持ち出し品等の点検、準備 ・移動用車両の手配 ・要配慮者等の装備品の装着 ・移動用車両の確保 ・避難先への持ち出し品等の運搬 ・避難先での持ち出し品等の管理

※区への提出は不要

作成の手順

- ①各要員の役割に適した担当者を決める
- ②各要員の対応内容を決める。

<留意事項>

責任者と連絡がつかない場合や
担当者が不在の場合にも対応可能な
組織づくりを考えることが重要です。